

重要

令和4年度からの教職課程について

教育職員免許法施行規則（文部科学省令）が改正され、令和4年度から施行されることとなりました。改正内容としては、現行の事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」が「教育の方法及び技術」に変更され、新たに事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」が加わります。

本改正を受けて、本学においては、令和4年度より、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に対応した授業科目の開設をする予定です。

本改正は、令和4年度以降入学の学部生及び令和4年度以降に新たに科目等履修生となった者（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）に適用されます。

令和3年度以前入学者は、以下に該当する場合、経過措置により、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得すれば、改正後の「教育の方法及び技術」および「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の両方の科目を修得したとみなすことができますので、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目を新たに修得する必要はありません。

① 令和4年3月31日時点で在学している者※で、**卒業するまでに**改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目を修得する者。

※「在学している者」には、科目等履修生（大学院生で一種免許を取得するために学部科目を履修する者）として在籍する場合も含まれる。この場合は、大学院の修了の時期に関わらず、本年度（令和3年度）を起点として教職課程が修了するまで年度毎の継続した履修が必要。

② 令和4年3月31日時点で、既に改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）」の科目を修得した者。

なお、令和4年度以降も、当面の間、改正前の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に対応する科目の開講も引き続き行います。

令和3年10月5日

教育・学生支援部学務課教務チーム
教育学部学生支援チーム